

阿蘇の草原を 未来へ

阿蘇草原再生全体構想〈第②期〉概要版



阿蘇草原再生協議会

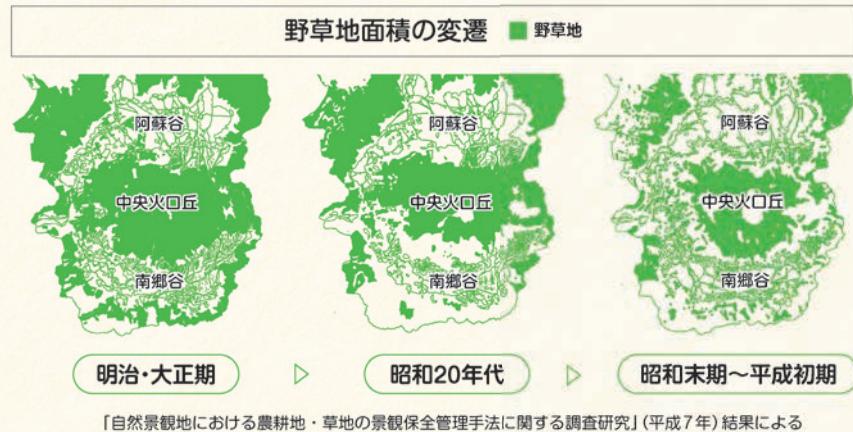
取り組みをより確かなものとし、 阿蘇の草原を次世代に引き継いでいくために

世界最大級の カルデラ地形の上に広がる 広大で優美な阿蘇の草原。

阿蘇の草原は、採草、放牧、野焼きなど地域の人々の営みにより創り出されたものであり、農業を仲立ちとした自然と人間との共生により引き継がれてきたものです。このように、千年もの長い間、草原の恵みを受け続けてきた地域はほかに類を見ません。平成25年5月には、その価値が世界に認められ、世界農業遺産に認定されました。阿蘇の草原は、阿蘇の地域社会とともに世界に誇れる宝といつても過言ではありません。

その草原が今、 危機に瀕しています。

生活様式や社会経済状況の変化から野草の利用が減り、また、農畜産業の後継者不足や高齢化等から、これまでどおり維持管理の作業を続けることが困難になり、野草地面積の減少や荒廃が目立つようになりました。先人の知恵により守り受け継がれてきた豊かな自然に恵まれた草原が、その姿を変えつつあります。



阿蘇草原再生に向けて、 全体構想をまとめ、 ともに行動してきました。

草原の危機に立ち向かうべく、阿蘇の草原に係わる多くの人々が共通の目標や考え方を持ち、協力していくことを目指して、平成17年12月、自然再生推進法に基づく「阿蘇草原再生協議会」(以下、「協議会」と表記します)が設立されました。そして、阿蘇の草原を子供たちの世代に引き継いでいくための道しるべとして平成19年3月、『阿蘇草原再生全体構想』(以下、「第1期全体構想」と表記します)をとりまとめ、草原再生の取り組みが進められてきました。

状況の変化に対応し、 第2期全体構想を まとめました。

第1期全体構想策定後、阿蘇草原再生の取り組みは大きく進展しました。一方で、草原の危機は依然として続いているだけでなく、より深刻な事態も起こり、現在の取り組みの体制を見直す必要が出てきました。このような状況変化と課題に対応していくため、緊急的な対策を盛り込んだ『阿蘇草原再生全体構想<第2期>』(以下、「第2期全体構想」と表記します)をまとめました。このパンフレットでは、そのあらましについて紹介します。





目次

1 5年間のふりかえり	4
2 第2期全体構想 草原再生の目標と取り組み	6
3 第2期全体構想 緊急的な取り組みの内容	8
Ⓐ 広報と啓発	8
Ⓑ 草原再生実施のための恒久的な財源・資金の確保	8
Ⓒ 農畜産業の担い手に関する支援	9
Ⓓ 支え手の拡充	9
4 連携・協力による取り組みの推進	10

第2期全体構想策定に至る経緯

平成15年 1月	●「自然再生推進法」の施行
平成15年 4月	●「自然再生基本方針」を閣議決定
平成17年 4~10月	●阿蘇草原再生協議会設立準備
12月	●阿蘇草原再生協議会設立(第1回協議会)
平成19年 3月	●「阿蘇草原再生全体構想」の策定(第4回協議会)
平成20年 9月	●協議会構成員の活動計画の協議開始(第7回協議会)
平成21年 3月	●環境省『野草地保全・再生事業実施計画案』承認(第8回協議会)
平成22年 11月	●阿蘇草原再生募金活動開始
平成23年 9月	●阿蘇草原再生募金による助成事業開始
平成24年度	●策定後の5年間をふりかえり アンケート／各小委員会での評価／牧野組合との意見交換
平成24年 5月	●阿蘇草原再生「かばしまイニシアティブ」表明
平成25年 3月	●ふりかえり案の承認(第16回協議会)
平成25年 5月	●阿蘇地域の世界農業遺産(GIAHS)認定
平成25年 7月	●「あそ草原再生ビジョン」策定(熊本県)
平成25年 9月	●「千年の草原の継承と創造的活用総合特区」認定
平成25年度	●全体構想の見直し作業部会開催
平成26年 3月	●「阿蘇草原再生全体構想」(第2期)の策定(第18回協議会)

阿蘇草原再生とは

「阿蘇草原再生」とは、阿蘇草原地域において、地域の多様な主体の参加により保全や維持管理を含む自然再生の幅広い取り組みを進め、以前の多様性のある草原環境をとりもどそうとするものです。

阿蘇草原再生協議会は

自然再生推進法に基づき、阿蘇草原再生に向けた取り組みに関わるさまざまな主体が自主的に参加して設立したものです。平成26年3月現在、構成員は237団体・個人です。

協議会の役割

1. 阿蘇草原再生全体構想の作成
2. 阿蘇草原再生の活動の実施者による計画の案の協議
3. 阿蘇草原再生の活動の実施に係わる連絡調整
4. その他必要な事項の協議

自然再生推進法と全国の自然再生

自然再生推進法は、自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

自然再生とは、過去に失われた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理することです。

自然再生推進法では、自然再生全体構想の作成や、実施計画の案の協議などを行うため、自然再生の活動に参加しようとする者や関係行政機関などからなる自然再生協議会を組織することが謳われてあり、平成26年3月現在、全国24箇所で法に基づく協議会が設置されています。



5年間のふりかえり

第1期全体構想策定後5年間で阿蘇草原再生の取り組みは大きく進展していますが、草原の維持管理継続がより困難になる事態も起こっています。

全体構想に基づく活動が進み、募金などによる参加・協力や新たな取り組みも広がっています。

阿蘇草原の状況

草原の面積はほとんど変わっていませんが、野草地面積が増え（図参照）、野焼きを再開する牧野も現われています。

阿蘇草原再生活動の広がり

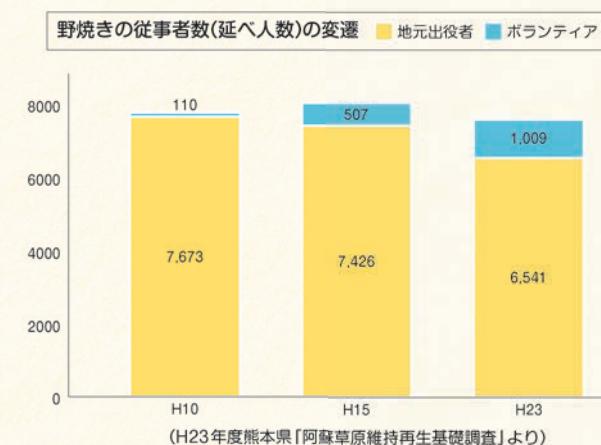
熊本県や市町村が阿蘇草原の維持再生へ向けた計画を策定する等（次項参照）、原動力が高まっています。

阿蘇草原再生募金の開始と資金援助

平成22年から『阿蘇草原再生募金』を開始し、平成25年3月までに7,000万円を超える募金が集まりました。集まった資金は、あか牛放牧を増やす、野焼き再開支援、草原環境学習活動の支援などに使われています。

野焼き支援ボランティアの派遣者数増加

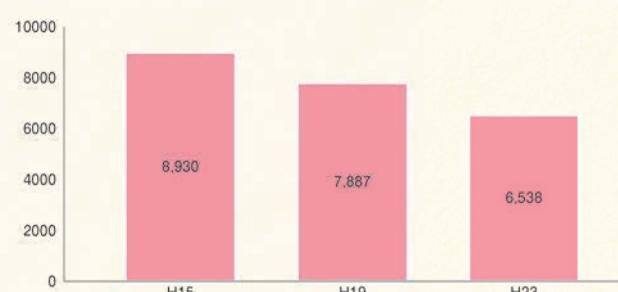
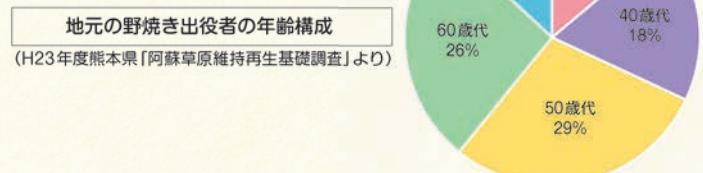
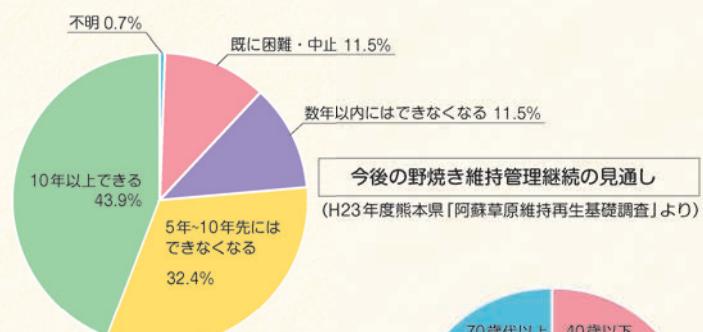
草原の維持管理作業者の減少を直接的に補う取り組みの一つである野焼き支援ボランティアの派遣者数は、右肩上がりに推移しています。今や全体牧野面積の3分の1以上を占めています。



一方で草原の危機は依然として続いている状況です。

取り組み継続の危機

草原の維持管理に重要な役割を果たす有畜農家の数が平成19年の1,078戸から平成23年には884戸に激減しています。また、牧野組合の56%が10年後には野焼き、輪地切りを継続することが困難になるとしています。草原維持管理の担い手・支え手の高齢化も深刻です。地元の野焼き出役者の4割とボランティアの6割が60歳代以上となっています。平成24年4月には阿蘇市内の草原で野焼きの作業中にボランティアの死亡事故が発生。安全対策も課題になっています。



放牧頭数の推移 ■ 放牧頭数

草原再生をめぐっては、県・市町村をはじめとして様々な動きが見られます。

阿蘇草原再生募金の開始と阿蘇草原千年委員会の設立

平成22年11月より活動を開始し、第1期（～平成24年度末）募金総額は7,038万円に達し、募金者は企業・団体を含め、延べ4,092件となりました。

また、平成22年10月には、行政・経済界・学会・報道機関の長からなる阿蘇草原再生千年委員会が発足し、阿蘇の草原を未来へ引き継ぐことを目指して活動を開始しました。平成24年5月には熊本県が「かばしまイニシアティブ」を公表し、草原再生の取り組みそのものを支援していくことになりました。

阿蘇墓原再生全体構想と関連した計画の策定

平成25年5月に阿蘇地域市町村により「阿蘇千年の草原を活用した阿蘇地域活性化総合戦略」が策定されました(これに基づき国が「地域活性化総合特区」に認定)。また、同年7月には熊本県により「あそ草原再生ビジョン」が策定されました。

両者は当全体構想の行動計画と位置づけられ、同じ現状認識の下、同一の目標を掲げています。



▶「あそ草原再生ビジョン」と「阿蘇地域活性化総合戦略」の目標

全体的な目標 誠りであり宝である「阿蘇草原」を守り、磨き上げ、次世代へ継承

重点的な目標 草原面積を減少トレンドから反転増加に道筋 + 草原再生と活用の取り組みを通じた阿蘇の新たな成長の実現へ

阿蘇の墓原を評価する動きの広がり

日本政府がSATOYAMAイニシアティブを提唱するなど、全世界的に二次的自然環境が再評価されるなかで、阿蘇の草原の価値を評価しながら世界に情報発信する動きも広がっています。

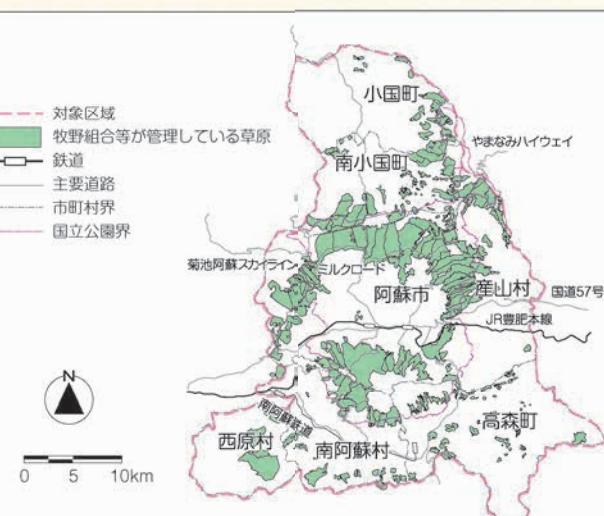
世界農業遺産認定	平成25年5月には阿蘇地域が世界農業遺産に認定され、それに伴い「阿蘇の草原の維持と持続的農業【GIAHS イニシアティブアクションプラン】」が阿蘇地域世界農業遺産推進協議会により策定されました。
阿蘇ジオパーク	平成21年には日本ジオパークに登録され、現在は世界ジオパークネットワークへの加盟認定を目指して行動しています。
阿蘇世界遺産登録への取り組み	平成19年の文化庁の公募を受け、「阿蘇・火山との共生とその文化的景観」というテーマで「世界文化遺産」登録への取り組みを行っています。その中では草原が重要な文化的景観として取り上げられています。
阿蘇くじゅう観光圏整備計画	平成25年3月、阿蘇くじゅう地域において世界レベルの滞在交流型観光地を目指す取り組みとして、「阿蘇くじゅう観光圏整備計画」が関係市町村により定められました。

阿蘇草原再生の対象

阿蘇の草原は放牧や採草、野焼きなどを行うことで利用管理されている、スキヤネササを主体とする二次草原である「野草地」と、農畜産業の生産性向上のために土地を改良し牧草を育てている「人工草地」に分けられます。野草地と人工草地には大きな違いがあり、千年の間、人々に豊かな恵みをもたらしてきた、阿蘇本来の豊かな草原の生態系が存在しているのは野草地です。このため、阿蘇草原再生では、「野草地」の保全・再生・維持管理を目指していきます。

対象区域の範囲

阿蘇草原の活動対象とする区域（「阿蘇草原区域」）は、熊本県阿蘇市及び阿蘇郡（南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村）内の草原及びその周辺です。また、過去に草原であった場所も含みます。



草原再生の目標と取り組み

取り組みの基本となる「目標」・「進め方」・「取り組みの内容」は、第1期全体構想を引き継いでいきます。第2期全体構想はこれに加え、特に今後5年程度の間に強化する取り組みを決めました。

① 阿蘇草原再生の目標

▷目標

草原の恵みを持続的に生かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐ

▷目指している姿

暮らしに恵みをもたらす草原

地域の人々の暮らしと草原が密接に関わり、草原の恵みを持続的に享受できる仕組みが生きている。

人と生き物が共生する草原環境

盆花に象徴されるように、多様な動植物が育まれる豊かな草原環境が保たれている。

▷3つの分野の目標

自然環境

美しく豊かな草原

農畜産業

野草資源で潤う農畜産業

地域社会

草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会

地域内外の様々な人々の連携と参加による取り組みの推進

② 取り組みの進め方

阿蘇ならではの草原再生を進めるために

- ① 地域に培われてきた知恵と技術に学ぶ
- ② 経済的基盤の確立など継続的な活動の推進
- ③ 地域ごとの特性に合わせた取り組み

自然再生に共通の考え方を踏まえて

- ① さまざまな主体との連携・協働
- ② 科学的知見の活用や実証的な手法による進め方
- ③ 情報の公開、発信と共有



取り組みの内容

草原再生の取り組みの6つの視点とその内容

1

牧野利用と多様な形での維持管理の促進

- ① 農畜産業による牧野利用の継続
- ② 様々な人々による草原維持管理の促進
- ③ 利用や維持管理ができず荒廃が進む場所の再草原化
- ④ 集落における草原とのかかわりの継続

2

多様な動植物が生息・生育できる草原環境の保全と再生

- ① 様々なタイプの入り混じった草原環境の保全と再生
- ② 野草採草面積の拡大
- ③ 希少動植物の生息・生育地の保全

3

理解、愛着を持つ人々を増やす草原環境学習の推進

- ① 学ぶ機会や場の拡大、対象に応じた働きかけ
- ② 二次的自然シンボルとしての、草原についての国民的理解の促進
- ③ 草原環境学習の様々な取り組みを支えるための仕組みづくり

4

草原の資源価値の見直しと循環利用の促進

- ① 野草資源利用拡大のための仕組みづくり
- ② 野草資源を活用した生産物の高付加価値化による野草利用の拡大

5

草原環境の保全・再生に寄与する観光利用の推進

- ① 草原環境を持続的に活用できるような観光の仕組みづくり
- ② 観光で草原を利用する際のルール作り
- ③ 観光事業者の草原環境の保全・再生への関与

6

野草地保全に配慮した土地利用

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 周辺の野草地環境に配慮した人工草地・植林地の配置や管理



緊急性を抽出

第2期全体構想で特に進めしていく視点

今までの取り組みに加え、特に直近の5年程度で緊急的に進めていく項目を4つに整理し、取り組み体制の強化を図ります。

阿蘇草原再生を進めるための基盤の整備

A

広報と啓発

B

草原再生実施のための恒久的な財源・資金の確保

草原環境の維持・再生活動の実施

C

農畜産業の担い手への支援

D

支え手拡充の促進

緊急的な取り組みの内容

阿蘇草原再生を進めるための基盤の整備

A 広報と啓発

① 阿蘇地域内外へ向けた阿蘇草原の広報

阿蘇の価値や恵みについて、九州ワイドな情報発信を実施し、より広域的に草原再生への理解者・協力者を増やします。また、情報発信施設（阿蘇草原保全活動センター（仮称））を設置し、多様な情報発信の場としての効果的な活用も進めていきます。

② 阿蘇地域内外の子どもたちに対する環境学習の更なる推進

将来的に阿蘇草原再生を担う子どもたち、特に小中学校が主体となった環境学習の取り組みを進める必要があります。また、阿蘇地域外の子どもたちに対しても、修学旅行等を通じて阿蘇草原への意識醸成を図ります。



B 草原再生実施のための恒久的な財源・資金の確保

① 阿蘇草原再生募金の推進

募金に関する事務作業は多岐に渡り、その作業量は膨大です。阿蘇草原再生募金の安定的な実施のため、作業項目について整理し、役割分担を検討する等、募金事務局の体制整備を急ぎ進める必要があります。また、より広く・薄く・継続的に協力を呼びかけていくため、協議会構成員が一丸となって募金活動に取り組んでいく姿勢が求められます。

② 恒久的な基金の造成の検討

例えば、観光促進による利益が草原再生に還元される仕組みづくりや、企業がCSRとして利用したくなる、阿蘇草原再生を進めるためのメニュー作りを進める等、恒久的な基金造成について検討します。

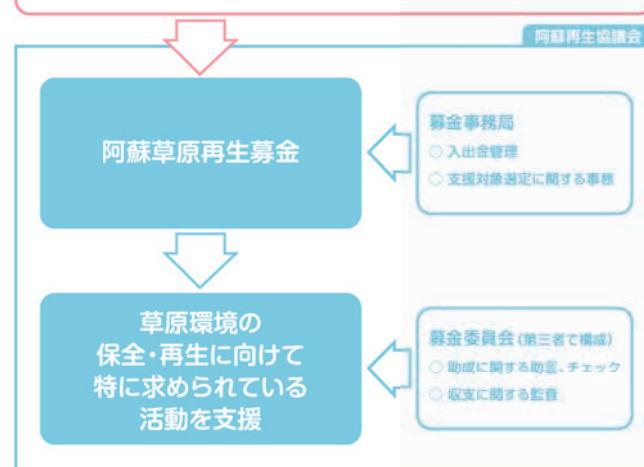


阿蘇草原再生募金とその仕組み

平成21年3月（第8回協議会）において設立が承認された阿蘇草原再生募金は、規約の検討、承認を経て平成22年11月からスタートしました。集まった募金は、草原再生に向けて協議会構成員が行う様々な活動を促進し、さらに展開していくために活用します。

なお、具体的な支援は、行政関係機関等による施策・事業でカバーできない事柄に活用することを基本とします。平成23年より募金を活用した助成を行っています。

幅広い人々や企業・団体等からの募金





草原環境の維持・再生活動の実施

C 農畜産業の担い手に関する支援

① 畜産の規模拡大支援の検討

牧野を有効利用し、稼げる繁殖経営を育成するためには、繁殖雌牛の増頭等経営規模の拡大が必要です。経営規模の拡大のための繁殖雌牛の導入、餉代等の運転資金、夏山冬里飼養体系の冬里での牛舎設置等の支援策の検討が求められています。



② 牧野管理作業の軽減の検討

畜産農家や集落の牧野管理作業の負担を軽減するため、放牧により草の量を減らす必要があります。放牧を促進する施設整備の支援策が必要です。



また、小規模樹林除去等の整備事業や野焼き作業の安全対策の強化を積極的に進める必要があります。なお、保安林についても、必要に応じて除去の検討が可能であり、場合によっては、平成25年度に指定を受けた阿蘇草原特区の活用も考えられます。



③ 牧野間の連携による牧野の維持の仕組みづくり

高齢化や地域住民の減少により、野焼きが中止され、荒廃した牧野が、近隣の牧野にも同様に広がる可能性が指摘されています。このため、牧野組合間や外部からの受入れも含めて、採草、放牧牛の預託、牧野の貸し借りなど畜産的利用の仕組みや野焼き作業を協力し合う仕組みづくりの検討が必要です。

④ 後継者への技術継承を促進する仕組みの検討

若手農業者等後継者に対して、農畜産業に関する研修会の実施などにより技術継承の促進を図る必要があります。

D 支え手の拡充

① 野焼きの継続・再開へ向けた支援体制の強化

牧野組合等からの野焼きボランティアの派遣要請は年々増加しており、このままでは派遣の体制が追いつかなくなる事態が想定されます。この状況を踏まえ、これまで同様のボランティア派遣を継続しながら、体制を強化していく必要があります。



また、野焼きの継続や支援の障害となる安全対策の強化も求められています。

② 外部者による草原利用の促進

草原を維持・再生していくには、従前どおりの農畜産業による草原利用だけでは限界があります。生態系サービスの調査・研究をもとに検討された新たな形での草原利用も踏まえながら、多様な主体と方法による草原の利用を促進します。



③ 環境学習を推進するための体制の強化

将来的に阿蘇草原再生を担う子どもたちへ向けた草原について学ぶための仕組みの確立へ向け、特に小中学校が主体となった環境学習の取り組み実施のための支援・コーディネート体制の強化を図ります。

連携・協力による取り組みの推進

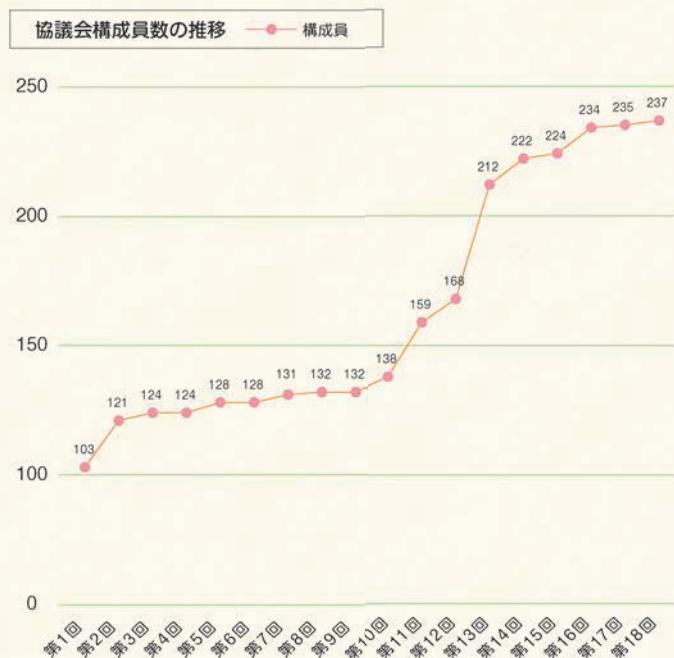
阿蘇草原再生に向けた取り組みは、P 6～7 に示したような多岐にわたる活動を構成員それぞれの責任において実施するのが基本です。今後とも、阿蘇草原再生の目標を達成していくために、この全体構想を共通の認識として、互いに連携・協力しながら、それぞれの取り組みをよりいっそう効果的に展開していきます。

P 8・9 に示した緊急的取り組みは、下表のような役割分担で進めます。

緊急的取り組みに対する役割分担		区・牧野組合	地元N.G.O.	行政	関係機関	その他団体	地元農畜産業	地元有識者	ボランティア	学識・研究者
○主な実施者 ○その他関係者										
(A) 広報と啓発	① 阿蘇地域内外へ向けた阿蘇草原の広報	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 阿蘇地域内外の子どもたちに对する環境学習の更なる推進	○	○	○	○	○		○		○
(B) 草原再生実施のための恒久的な財源・資金の確保	① 阿蘇草原再生募金の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 恒久的な基金の造成の検討	○	○	○	○	○	○	○		○
(C) 農畜産業の担い手への支援	① 畜産の規模拡大支援の検討	○	○	○						
	② 牧野管理作業の軽減の検討	○	○	○						
	③ 牧野間の連携による牧野の維持の仕組みづくり	○	○	○						
	④ 後継者への技術継承を促進する仕組みの検討	○	○	○	○			○		
(D) 支え手拡充の促進	① 野焼きの継続・再開へ向けた支援体制の強化	○	○	○					○	
	② 外部者による草原利用の促進	○	○	○	○					○
	③ 環境学習を推進するための体制の強化	○	○	○	○	○	○	○		○

全体構想の性格

構成員それぞれが、阿蘇草原再生に向けて取り組んでいこうとしている事業や活動の内容を示しているのがこの全体構想の特徴です。今後、新たな構成員の参画や社会・経済状況の変化、技術の進展などにより必要が生じた場合は、計画内容の見直し・改訂を行っていきます。





◆ 牧野利用と維持管理を続ける

各牧野組合では組合員が協力して原野の維持管理を続けながら採草・放牧を行い、持続的な畜産利用を通じた草原保全・再生に取り組んでいます。

また、長年管理放棄されていた草原では、牧野組合や行政、支援ボランティアが協力して野焼きを再開し、草原再生を目指す取り組みが行われています。



協議会構成員が様々な取り組みを進めています。
阿蘇草原再生に向けて、



◆ 草原に理解、愛着を持つ人を増やす

「阿蘇草原キッズ・プロジェクト」では、阿蘇地域内の小中学校における草原環境学習の普及・定着に向けて学習プログラム開発・実践をはじめ様々な活動を行っています。また、地元高等学校では、あか牛飼育や草原維持活動に加え、募金活動にも参加。将来の担い手づくりに向けた取り組みが進められています。



◆ 草原再生と結びついた観光を進める

阿蘇観光の目玉である草原景観を守りながら観光・レクリエーションに活用するため、エコツアープログラムの開発・実施やガイドの育成が行われています。



◆ 野草資源を活用する

草原の野草を堆肥等に使った阿蘇ならではの農産品生産や、野草資源を様々な形で活用していくため採草・流通の取り組みが行われています。

かけがえのない阿蘇の草原を 子供たちの世代へ引き継ぐために

阿蘇の人々は、千年にもわたり草原をうまく利用し、
その恵みを受け続けてきました。
このたからを世界に発信し、
みんなの力で支える仕組みを育て、
広げていきましょう。

●阿蘇再生協議会では阿蘇草原再生に関連する取り組みの輪が広がっていくことを期待しております。協議会への参加や協力等についてのお問合せは事務局までお願いいたします。

●「阿蘇草原再生全体構想<第2期>」冊子について
全体構想の冊子の入手等については、事務局までお問合せください。また、協議会ホームページでも公開しております、ダウンロードができます。

阿蘇草原再生協議会に関する情報はこちらで
▷ホームページアドレス
<http://www.aso-sougen.com/kyougikai/>



阿蘇草原再生

発行：平成26年8月 阿蘇草原再生協議会事務局（環境省九州地方環境事務所 阿蘇自然環境事務所内）
連絡先：〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川1180 TEL:0967-34-0254 FAX:0967-34-2082

写真協力：（公財）阿蘇グリーンストック、NPO法人阿蘇花野協会、大滝典雄、（株）メツツ研究所（50音順）

デザイン：野原大介 協力：（株）アートポスト イラストレーション：タコリトモコ